

令和８年度 かぞブランド認定品 募集要項

1. かぞブランド認定制度の目的

市内の優れた産品や製品、農作物等を「かぞブランド」として認定し、本市の知名度及び産品の付加価値の向上を図り、産業振興及び地域活性化に資することを目的とするものです。

2. 募集内容

(1) 応募資格

- ・加須市内で農業、商業、工業等を営む個人又は法人、その他の団体であって、市内に事業所を有していること。※自薦、他薦は問いません
- ・申請者は、１２月９日（水）に開催する審査会に出席できること。

(2) 応募対象

加須市内で生産、製造、開発又は加工された一次産品、加工品、工芸品、工業製品及び飲食店メニュー。

(3) 対象品目

区 分	種 類
(1) 一次産品	米穀類、野菜類、果実類、花き類、畜産品その他これらに類するもの
(2) 加工品	麺類、野菜加工品、果実等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、飲料その他これらに類するもの
(3) 工芸品	織物、染色品、木工品、金工品その他これらに類するもの
(4) 工業製品	一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具その他これらに類するもの
(5) 飲食店メニュー	一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、うどん・そば店、すし店、喫茶店、居酒屋その他これらに類する飲食店におけるメニュー

3. 募集期間 令和８年９月１日（火）～１０月１５日（木）

4. 必要書類

【申請者本人】

- (1) かぞブランド認定申請書
- (2) 住民票の写し（個人が申請する場合）
- (3) 登記事項証明書（法人が申請する場合）
- (4) 申請する産品の概要が分かるもの（写真、カタログ、原材料や成分が記載されている資料等）
- (5) その他申請に必要な書類

【他薦の場合】

- (1) かぞブランド認定推薦書

5. 応募方法

所定の申請書に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて加須市役所産業振興課へ提出をしてください。

<留意事項>

- ① 1事業所（団体・個人）1商品（セット）の応募となります。

※既に認定されている事業者が他の商品を申請する場合や、現在認定されているカテゴリー品種と同一の産品を他の事業者が申請することも可能です。

②応募する産品等は自作であるもので、第三者の権利を侵害しないものに限り（著作権、特許権、意匠権、商標権等）。

③審査会について

- ・日時：令和8年12月9日（水）
- ・場所：市役所本庁舎5階 504会議室
- ・内容：申請品についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

※ 持ち時間4分、質疑応答4分（採点4分、入替3分）

なお、試食や実演などを希望される場合は、申請者で準備をお願いいたします（控室にて準備を行っていただく予定です）

④認定された産品等の写真や説明文などを、加須市の制作物、その他新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については一任するものとします。

6. 審査基準

かぞブランド認定審査基準に基づき、①加須らしさ ②優位性・独自性 ③信頼性・安全性 ④市場性・将来性等の項目に分け、点数制により評価が高いもの、条件をより多く満たしているもの等について審査し、その結果を基に、認定委員会により認定します。

7. 認定審査

審査員及び公募により選ばれた市民モニターにより申請品を審査し、認定委員会で認定品を決定します。

8. 認定の決定

適否については、令和8年12月下旬に申請者宛通知します。

9. 認定証の交付

郵送もしくは認定証交付式（方法及び時期未定）

10. 認定期間

認定証を交付した日から3年となります。ただし、申請者が当該産品等に関連する法規に違反した場合や、公序良俗に反した場合等は認定を取り消します。

11. 認定品の表示

認定された産品等は、「かぞブランド認定品」として、広く市内外に情報発信するとともに、当該認定品の包装、容器等に認定品である旨の表示をすることができます。その他、①認定証の掲示②市のホームページ、広報紙やパンフレット等、掲載認定品を様々なかたちでPRすることができます。

また、「ふるさと納税」の返礼品としての活用、かぞブランド認定品であることの表示（ロゴマーク、認定シールの貼付、のぼり旗等）をすることができます。

12. 申請書類の設置場所、送付先・お問い合わせ先

加須市役所 産業振興課

住所：〒347-0851 加須市三俣二丁目1番地1

電話：0480-62-1111(代)（内線 251）

E-mail：sangyo@city.kazo.lg.jp